

## 自動車等安全性能評価実施要領

### (この告示の趣旨)

第一条 この告示は、自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

### (用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対し横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ 主として幼児を座席ベルトによつて直接拘束しないものであつて、インパクト・シールド（

正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。

以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であつて、シートクツションを備えたもの又はシート・クツション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによつて幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三 「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対し逆方向の向きをいう。

四 「前向き」とは、自動車の進行方向に対し同方向の向きをいう。

五 「ダミー」とは、第三条第一項の規定により選定された自動車（以下「試験自動車」という。）

）又は同条第二項の規定により選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。

六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

七 「H I C」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセット前面衝突安全性能試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す

指數をいう。

八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。

九 「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。

十 「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。

十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。

十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

十三 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

十四 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

十五 「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位をいう。

十六 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十七 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。

十八 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。

十九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。

二十 「H P C」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部（側面衝突時にあつては、当該衝突した側の腹部）に加わる荷重をいう。

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。

二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿つてCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するため装備された装置をいう。

二十四 「N I C」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十五 「車両前面上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。

二十六 「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭部の模型をいう。

二十七 「下部脚部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模

型をいう。

一七八 「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクタの脛骨に発生する曲げモーメントをいう。

一十九 「内側側副靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の内側側副靱帯の伸び量をいう。

三十 「前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前十字靱帯の伸び量をいう。

三十一 「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の後十字靱帯の伸び量をいう。

三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席であつて、自動車の側面に隣接する座席をいう。

三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の前向きの座席であつて、外側後席以外の座席をいう。

三十四 「座席ベルト非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。

三十五 「車両ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる車両模型をいう。

三十六 「歩行者ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる人体模型をいう。

三十七 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び

部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則第四十四号第四改定版補足

第四改定版の附則六の三・に規定する座席をいう。

（試験自動車等の選定に関する事項）

第三条 国土交通大臣は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、

貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。）のうち、毎年三月末時点又は九月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して第四条第一項の評価の対象とする自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等から評価の申出があつた自動車についても選定することができる。

2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、毎年九月末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して第五条第一項の評価の対象とする年少者用補助乗車装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から評価の申出があつた年少者用補助乗車装置についても選定することができる。

（自動車の評価）

第四条　自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行つた上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

		一　フルラップ前面衝突安 全性能
三　オフセット前面衝突安		運転者席及び助手席にダミーを搭載した試験自動車の前面の全部を五十五キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験
	二　オフセット前面衝突安 全性能（運転者席に限 る。）	運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前面の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験
運転者席及び助手席の直後に位 置する外側後席にダミーを搭載 した試験自動車の前面の運転者 席側の一部（車幅の四十パーセ ントをいう。）を六十四キロメ ートル毎時でバリヤの前面に垂 直に正面衝突させる試験	H I C、頸部の引張荷重、頸部のせ ん断荷重、頸部のモーメント、胸部 合成加速度、胸部変位、大腿部荷重 、脛骨指数、かじ取りハンドル変位 及びブレーキペダル変位に基づき乗 員の傷害の程度を示す五段階の指標 、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏 れの有無並びに電気自動車及び電気 式ハイブリッド自動車（動力系の作 動電圧が、交流三十ボルト又は直流 六十ボルト未満の自動車を除く。） の衝突後の感電保護性能	H I C、頸部の引張荷重、頸部のせ ん断荷重、頸部のモーメント、胸部 合成加速度、胸部変位、大腿部荷重 、脛骨指数、かじ取りハンドル変位 及びブレーキペダル変位に基づき乗 員の傷害の程度を示す五段階の指標 、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏 れの有無並びに電気自動車及び電気 式ハイブリッド自動車（動力系の作 動電圧が、交流三十ボルト又は直流 六十ボルト未満の自動車を除く。） の衝突後の感電保護性能

全性能（助手席の直後に位置する外側後席に限る。）

		四 側面衝突安全性能	
運転者席又は助手席にダミーを搭載した試験自動車の当該ダミーを搭載した座席側の側面に十五キロメートル毎時でバリヤフェイス付台車を垂直に正面衝突させる試験	運転者席又は助手席にダミーを搭載した試験自動車の当該ダミーを搭載した座席側の側面に十五キロメートル毎時でバリヤフェイス付台車を垂直に正面衝突させる試験	正面衝突させる試験	置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前面の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験

六 乗員保護性能	五 後面衝突頸部保護性能	
第二号から第六号までの試験	台車に試験自動車の運転者席の座席又は助手席の座席を固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該台車の速度を二十キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を台車に発生させる試験	示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能
フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び後面衝突	N I C、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重及び頸部のモーメントに基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標	示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能

			七 歩行者頭部保護性能	
九 歩行者保護性能	八 歩行者脚部保護性能	試験自動車の車両前面上面、前面ガラス及び窓枠の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で頭部インパクタを衝突させる試験	試験自動車の車両前面上面、前面ガラス及び窓枠の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で頭部インパクタを衝突させる試験	試験自動車の車両前面上面、前面ガラス及び窓枠の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で頭部インパクタを衝突させる試験
前二号の試験	試験自動車の車両前面の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で下部脚部インパクタを衝突させる試験	細分化した区域ごとの脛骨曲げモーメント、内側側副靱帯の伸び量、前十字靱帯の伸び量及び後十字靱帯の伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の程度を示す五段階の指標	細分化した区域ごとの脛骨曲げモーメント、内側側副靱帯の伸び量、前十字靱帯の伸び量及び後十字靱帯の伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の程度を示す五段階の指標	細分化した区域ごとのHICに基づき歩行者頭部の傷害の程度を示す五段階の指標
歩行者保護性能試験における測定結果	歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験における測定結果			頸部保護性能試験における測定結果に基づき算出された乗員の被害の軽減を示す零点以上百点以下の点数

十一 衝突安全性能	十 座席ベルト非着用時警報装置性能	
第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の試験	<p>運転者席以外の座席に座席ベルトを装着していない乗員が乗車した試験自動車を走行する試験及び運転者席以外の座席に座席ベルトを装着した乗員が乗車した試験自動車が走行中に座席ベルトを装着されていない状態にする試験</p>	<p>に基づき算出された歩行者の保護性能を示す零点以上百点以下の点数</p>
フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験及び座席ベルト非着用時警報装置性能	<p>運転者席以外の座席に座席ベルトの警報について、運転者及び運転者以外の乗員の視認性、警告音の有無並びに当該装置の作動状況に基づき座席ベルトの着用率の向上の程度を示す五段階の指標</p>	

十二 後席座席ベルト使用性（外側後席に限る。）	イ 試験自動車の外側後席の座席にダミーを定置した後、ダミーの肩の位置から座席ベルトの最短距離を測定する試験	ロ 試験自動車の外側後席の座席にダミーを定置した後、座席ベルトを装着し、座席ベルトの締め付け力を測定する試験	ハ 座席ベルトのバックルを目視により他のベルトのバックルと区別する試験	試験における測定結果に基づき総合的な衝突安全性能を示す五段階の指標
二 座席ベルトのバックルの結合の容易性を	座席ベルトのバックルの識別の容易性を示す三段階の指標	座席ベルトを装着した時の快適性を示す三段階の指標	座席ベルトへのアクセスの容易性を示す三段階の指標	

			合及び解離を反復する試験	示す三段階の指標
十三 後席座席ベルト使用性（中央後席に限る。）	座席ベルトの種類を確認する試験及び座席ベルトの装着の容易性を評価する試験	座席ベルトの種類及び座席ベルトの装着の容易性を示す二段階の指標		
十四 車両衝突被害軽減制動制御装置性能	乾燥した路面において、試験自動車の前面の全部を十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で車両ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度		

十六 車線逸脱警報装置性 能	試験自動車を六十キロメートル 毎時又は七十キロメートル毎時 で車線から逸脱させる試験	ターゲットに衝突させる試験 車線逸脱警報装置作動時の試験自動 車の車線から逸脱した距離
十七 後方視界情報提供装 置性能	試験自動車の後面、当該自動車 の後面から三・六五メートルの 距離にある鉛直面、当該自動車 の左側面から〇・四五メートル の距離にある鉛直面及び当該自 動車の右側面から〇・四五メー トルの距離にある鉛直面により 囲まれる範囲内にある障害物（ 高さが〇・六メートル以上〇・ 九メートル以下であり、かつ、 	障害物の存在を確認できること

		直径が○・三メートルである円柱をいう。以下同じ。）を後方視界情報提供装置を用いて確認する試験
十八 予防安全性能	第十四号から第十七号までの試験	<p>車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験及び後方視界情報提供装置性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す二段階の指標</p>

2

国土交通大臣は、前項の表の各号の中欄に掲げる試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状態で使用するものとする。

（年少者用補助乗車装置の評価）

第五条 年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行つた上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととす

る。

一 前面衝突安全性能（乳児用ベッドに限る。）	横向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	横向き動的試験 試験用座席に持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用補助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルの解離性（衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基づいた四段階の指標
二 前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置し向	後ろ向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置し	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バック面の最大傾斜角度、ダミーの頭部

するものに限る。）

三 前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	た後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験
取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性（衝突時に年少者用補助乗車装置によつて腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか	の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標	

<p><b>四 使用性</b></p> <p>年少者用補助乗車装置の取扱いやすさ、装着性、操作性、取扱いの説明のわかりやすさ等使用者の自動車の座席への確実な取付けのしやすさを評価する試験</p>	<p>否かをいう。）並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。）に基づいた四段階の指標</p>
<p><b>（公表項目）</b></p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条に基づき評価された試験自動車ごとに、及び第五条に基づき評価された年少者用補助乗車装置ごとに、それぞれの評価の結果を公表するとともに、自動車の安全装置の装備状況等を公表するものとする。</p>	<p>年少者用補助乗車装置の評価に熟した複数の専門家による、試験対象の年少者用補助乗車装置の取扱説明書、本体表示、本体機構の安全性、取付性及び装着性についての五段階の指標</p>

第七条 國土交通大臣は、前条の公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等

（公表方法）

を用いて公表するものとする。

(実施機関)

第八条 独立行政法人自動車事故対策機構は、第四条及び第五条に規定された試験の実施に係る事務

及び第七条に規定された公表に係る事務を行うものとする。

(その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要と認める事項)

第九条 国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、自動車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を聞くものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。